

相談支援事業所 はぁーと工房ポッポ 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人ジェイエー長野会が開設する相談支援事業所はぁーと工房ポッポ（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（厚生労働大臣が定める者）（以下「従業者」という。）が、障がい者（児）に対し、適正な事業を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業に当たっては、利用者又は障がい児の保護者の意向を踏まえ、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、配慮して行うものとする。

2 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

3 事業所は、自らその提供する指定特定相談支援の評価を行い、常に改善を図るものとする。

4 前3項の他、関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 相談支援事業所 はぁーと工房ポッポ

（2）所在地 長野県南佐久郡小海町大字小海 4269 - 9 番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の相談支援専門員、その他の従業者の管理、指定特定相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

（2）相談支援専門員 常勤換算 1名

相談支援専門員は、障がい者（児）等からの基本的な相談、サービス等利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行うものとする。

（営業日及び営業時間、サービスの提供）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から金曜日 ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

（2）営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定特定相談支援の内容及び利用者から受領する費用等について)

第6条 提供内容は、次のとおりとする。

基本相談

障がい者（児）等からの基本的な相談

計画相談支援

(1) サービス利用支援（サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の作成等）

(2) 継続サービス等利用支援（モニタリング等）

2 法定代理受領を行わない指定特定相談支援を提供した際は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第2項の規定により算定された計画相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

3 第7条に定める通常の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定特定相談支援を行う場合には、それに要した交通費は、その実額を徴収する。

4 前2項の費用の支払を受けた場合には、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対して交付するものとする。

5 第2項の費用の額に係る相談支援の提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該相談支援の内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

(通常の実施の実施地域)

第7条 通常の実施の実施地域は、南佐久の区域とする。

(虐待の防止のための措置)

第8条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ、市町村へ報告する。

(苦情解決対応)

第9条 提供した指定特定相談支援に関する利用者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録することとする。

3 提供した指定特定相談支援に関し、法の規定により都道府県又は市町村その他関係機関及びそれぞれの長（以下「都道府県等」という。）が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等またはその家族からの苦情に関して都道府県等が行う調査に協力するとともに、都道府県等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、その改善の内容を都道府県等に報告するものとする。

4 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(事故発生時の対応)

第 10 条 事業所は、利用者等に対するして計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録するものとする。

3 事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他運営について留意事項)

第 11 条 事業所は、従業者の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 随時

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ジェイエー長野会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。